# 大阪府介護員養成研修事業者指定要綱 新旧対照表

改正後	改正前
	第1章 総則 (略)
第1条 から 第2条 (略)	第1条 から 第2条 (略)
第3条	第3条
1 (略)	
^ \^=' /     2   「介護職員初任者研修課程」における修業年限はおおむね8か月以内、「生活援助従事者研修課程」にお	* ````'
ける修業年限はおおむね4か月以内とする。ただし、受講者の病気等のやむを得ない理由による場合は、「介	由による場合は、1年6カ月以内とする。
護職員初任者研修課程」は1年6か月以内、「生活援助従事者研修課程」は8か月以内とすることができる。	
3 から 5 (略)	3 から 5 (略)
第2章 事業者の指定等	第2章 事業者の指定等
第4条 から 第5条 (略)	第4条 から 第5条 (略)
(指定申請の手続き)	(指定申請の手続き)
第6条	第6条
1 (略)	1 (略)
2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の申請の際には次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) から (5) (略)	(1) から(5) (略)
(6) <u>修了証明書に使用する印鑑の使用印鑑届</u>	(6) 印鑑証明書(実印を使用しない場合は使用印鑑届も併せて提出)
(7) 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」	(7) 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び「法人全体の財政計画書」
(8) から (18) (略)	(8) から (18) (略)
3 から 5 (略)	3 から 5 (略)
(課程の追加の手続き)	(課程の追加の手続き)
第6条の2	第6条の2
1 (略)	1 (略)
2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2 前項の申請の際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 研修事業に関する事項	(1) 研修事業に関する事項
① 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び今後2年間の「法人全体の収支計画書」	① 今後2年間の「研修に係る収支計画書」及び「法人全体の財政計画書」
② から ⑫ (略)	② から ② (略)
(2) その他指定に関し必要があると知事が認める事項	(2) その他指定に関し必要があると知事が認める事項
3 から 5 (略)	3 から 5 (略)
第3章 研修事業の開始 (略)	第3章 研修事業の開始 (略)
第4章 研修事業の廃止 (略)	第4章 研修事業の廃止 (略)
第5章 指導及び調査 (略)	第5章 指導及び調査 (略)

# 第6章 その他 (略)

附則

# (施行期日等)

1 この要綱は、平成18年8月7日から施行する。

附則

# (施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月30日から施行する。

附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日まで開講の募集を行うものについては、従来の要綱を適用する。

(指定申請の特例)

1 事業者の指定を受けようとする者は、本要綱施行日前においても、この指定の申請を行うことができる。また、知事は、この申請があった場合には、施行日前においても指定をすることができることとし、当該指定は施行日にその効力を生ずる。

附則

# (施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

## (施行期日)

1 この要綱は令和元年7月18日から施行する。

#### (読み替えの特例)

1 平成30年4月1日以降施行日までの間において、改正前の別記様式(第12条関係)により発行された修了証明書は、改正後の修了証明書とみなすものとする。

# 第6章 その他 (略)

附則

## (施行期日等)

1 この要綱は、平成18年8月7日から施行する。

附則

# (施行期日)

1 この要綱は、平成19年1月30日から施行する。

附則

# (施行期日)

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

1 この要綱は、平成23年12月15日から施行する。

附則

## (施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日まで開講の募集を行うものについては、従来の要綱を適用する。

#### (指定申請の特例)

1 事業者の指定を受けようとする者は、本要綱施行日前においても、この指定の申請を行うことができる。また、知事は、この申請があった場合には、施行日前においても指定をすることができること とし、当該指定は施行日にその効力を生ずる。

附則

# (施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

附則

## (施行期日)

1 この要綱は令和元年7月18日から施行する。

#### (読み替えの特例)

1 平成30年4月1日以降施行日までの間において、改正前の別記様式(第12条関係)により発行された 修了証明書は、改正後の修了証明書とみなすものとする。

7L-77.80	71.7+24
改正後	改正前
附 則	附則
(施行期日)	(施行期日)
1 この要綱は、令和元年 12 月 10 日から施行する。	1 この要綱は、令和元年12月10日から施行する。
<u>附 則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
別表1(第6条関係)研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)	別表1(第6条関係)研修機関が公表すべき情報の内訳 (略)
別衣 1 (第0末関係) 切修協関が公衣すべる情報の内部 (略)	が表す(第0末関係) <b>训修機関が公</b> 教すべき情報の内部 (暗)

改正前
別記様式(第12条関係)(介護職員初任者研修課程)
大阪第 号
修了証明書
氏     名       生年月日     年     月     日
介護職員初任者研修課程を修了したことを証明する。
年 月 日
(研修事業者名) (代表者職・名) 印
別記様式(第12条関係)(生活援助従事者研修課程) 大阪第 号
修了証明書
氏 名 生年月日 年 月 日
生活援助従事者研修課程を修了したことを証明する。
年 月 日
(研修事業者名)
(代表者職・名) 印 